

により建設された住宅の分譲又は転貸を受ける勤労者は、財形貯蓄契約を一年以上続けて行っている者に限られる（財形令第31条）。

これは貸付の原資が財形貯蓄等であることから付された要件であり、貯蓄された資金は貯蓄者のために利用しようという思想から出たものである。つまり、勤労者全体の資金で、住宅資金を必要とする勤労者の要望を実現しようとするもので、勤労者の相互扶助による持家建設の促進ともいえるものである。